

特別支援教育就学奨励費 申請のご案内



高松市立小・中学校に就学している障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な経費の一部を支給しています。

対象者 次のいずれかに該当する方

- 高松市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
 - 高松市立小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者
- ※ 生活保護(教育扶助)や就学援助を受けている方は**対象外**です。
- ※ **就学援助の方が支給額が多い**ため、受給できる可能性がある方は、就学援助の申請をお勧めします。



就学援助の詳細はこちら↑

申込方法・提出方法

特別支援学級に在籍している児童生徒：通学している学校よりご案内を行います。
通常の学級に在籍する児童生徒：申請を希望する場合は、学校へお問い合わせください。

対象者	提出書類	提出先
全員	申請書	学校
令和7年1月1日時点で高松市外に住んでいた方 (令和6年4月2日時点で18歳以上の世帯員全員)	令和6年中の所得が確認できる書類 (令和7年度所得課税証明書など)	

※ 18歳以上の方で**収入がない人も、所得の申告は必要**です。

支給対象経費及び支給額

費目	小学校	中学校	支弁 区分	学校への支払時期
学用品・通学用品購入費	実費の1/2 (限度額5,820円)	実費の1/2 (限度額11,370円)	I・II	1月
学校給食費	実費(1食当たり1円を除いた額)の1/2	実費(1食当たり1円を除いた額)の1/2		・第1期分:12月 ・第2期分:3月
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	実費の1/2 (限度額28,530円)	実費の1/2 (限度額31,500円)		12月
修学旅行費	実費の1/2	実費の1/2		・春実施校:1月 ・秋実施校:実施後
校外活動費	実費の1/2 (限度額800円)	実費の1/2 (限度額1,155円)		1月
通学費	実費	実費	III	3月
	実費の1/2	実費の1/2		

※ 「学用品・通学用品購入費」と「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」は、国の指導により購入額を確認した上で支給しますので、**領収書類等は必ず保管**をお願いいたします。